

新潟県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		9.4E-3	3.9E-1	3.9E+1	39.0
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	7.3E+0	2.4E+1	3.4E+1	90.6
117	テブコナゾール				4.8E+0	4.8
139	トラロメトリン			3.9E+0	3.1E+0	7.0
140	フェンプロパトリン			3.0E+0		3.0
153	テトラメトリン	2.3E+2	9.0E+0	2.3E+2	1.6E-1	469.8
181	ジクロロベンゼン	4.9E+2	2.0E+2			695.6
225	トリクロルホン		7.2E+0			7.2
251	フェニトロチオン		1.4E+2	3.5E+0		145.0
252	フェンチオン	5.5E+0	5.7E+1	5.5E+0		67.7
256	デカン酸				3.8E+0	3.8
350	ペルメトリン	5.0E+1	4.2E+1	3.2E+1	8.9E+1	212.9
405	ぼう素化合物		1.1E-1	5.7E+1	3.2E+0	60.0
427	カルバリル			1.9E+2		187.0
428	フェノプカルブ			1.9E+1	2.3E+2	248.2
457	ジクロルボス	9.6E+1	6.4E+2			733.5
合 計		8.9E+2	1.1E+3	5.7E+2	4.1E+2	2975.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等